

働き方改革 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日～ 令和9年3月31日までの3年3ヶ月間

2. 内容

目標1：令和9年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年1月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年1月～ ノー残業デーの実施
社員への周知（毎月）

目標2：令和9年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和6年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年1月～ 有給休暇取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始